

國立陽明大學組織規程第 15 條第 1 項第 6 款

- 95 年 3 月 14 日教育部台高(二)字第 0950027489 號函核定
 95 年 7 月 11 日教育部台高(二)字第 0950092502 號函核定
 96 年 7 月 27 日教育部台高(二)字第 0960103750 號函核定
 96 年 10 月 30 日教育部台高(二)字第 0960163306 號函核定
 96 年 12 月 25 日教育部台高(二)字第 0960103750 號函核定
 【96 年 3 次修正均經教育部 97 年 12 月 4 日台高(二)字第 0970245341 號函同意自 96 年 8 月 1 日生效】
 97 年 8 月 22 日台高(二)字第 0970161233 號函核定(自 97 年 8 月 1 日生效)
 98 年 1 月 6 日考試院考授銓法三字第 0983009351 號函修正核備(溯自 97 年 8 月 1 日生效)
 98 年 5 月 20 日教育部台高(二)字第 0980086539 號函核定(自 98 年 8 月 1 日生效)
 99 年 3 月 16 日考試院考授銓法三字第 0993177349 號函修正核備(溯自 98 年 8 月 1 日生效)
 100 年 1 月 10 日教育部臺高(二)字第 0990201226 號函修正核定(自 99 年 8 月 1 日生效)
 100 年 2 月 11 日教育部臺高(二)字第 1000012592 號函核定(自 100 年 2 月 1 日生效)
 100 年 6 月 7 日考試院考授銓法三字第 1003348341 號函修正核備(溯自 100 年 2 月 1 日生效)
 100 年 8 月 10 日教育部臺高(二)字第 1000141656 號函核定(自 100 年 8 月 1 日生效)
 100 年 11 月 17 日考試院考授銓法三字第 1003506624 號函核備(溯自 100 年 8 月 1 日生效)
 101 年 8 月 15 日教育部臺高(三)字第 1010149142 號函核定(溯自 101 年 8 月 1 日生效)
 102 年 2 月 7 日考試院考授銓法三字第 1023682068 號函核備(溯自 101 年 8 月 1 日生效)
 102 年 3 月 20 日教育部臺教高(一)字第 1020042370 號函核定(溯自 102 年 2 月 1 日生效)
 102 年 5 月 23 日考試院考授銓法四字第 1023732792 號函核備(溯自 102 年 2 月 1 日生效)
 102 年 7 月 16 日教育部臺教高(一)字第 1020106141 號函核定(自 102 年 8 月 1 日生效)
 102 年 8 月 13 日考試院考授銓法四字第 1023754548 號函核備(自 102 年 8 月 1 日生效)
 103 年 9 月 5 日教育部臺教高(一)字第 1030132836 號函核定(自 103 年 8 月 1 日生效)
 103 年 10 月 2 日教育部臺教高(一)字第 1030144355 號函核定(自 103 年 8 月 1 日生效)
 104 年 3 月 6 日教育部臺教高(一)字第 1040029565 號函核定(自 104 年 2 月 1 日生效)
 104 年 4 月 30 日教育部臺教高(一)字第 1040056929 號函核定(自 104 年 4 月 1 日生效)
 104 年 7 月 14 日教育部臺教高(一)字第 1040094308 號函核定(自 104 年 8 月 1 日生效)
 104 年 8 月 13 日考試院考授銓法四字第 1044007196 號函核備(5 次,分別自 103 年 8 月 1 日、104 年 2 月 1 日、
 104 年 4 月 1 日、104 年 8 月 1 日生效)
 105 年 8 月 2 日教育部臺教高(一)字第 1050107481 號函核定(自 105 年 6 月 15 日、105 年 8 月 1 日生效)
 105 年 8 月 29 日考試院考授銓法四字第 1054136439 號函核備(自 105 年 6 月 15 日、105 年 8 月 1 日生效)
 106 年 4 月 18 日教育部臺教高(一)字第 1060052107 號函核定(自 106 年 4 月 18 日生效)
 106 年 8 月 7 日考試院考授銓法四字第 1064251132 號函核備(自 106 年 4 月 18 日生效)
 106 年 6 月 30 日教育部臺教高(一)字第 1060093024 號函核定(自 106 年 8 月 1 日生效)
 106 年 7 月 26 日考試院考授銓法四字第 1064247076 號函核備(自 106 年 8 月 1 日生效)
 107 年 6 月 1 日教育部臺教高(一)字第 1070081802 號函及同年 2 月 26 日教育部臺教高(一)字第 1070094514 號函
 核定(自 107 年 8 月 1 日生效)
 107 年 6 月 21 日考試院考授銓法四字第 1074523881 號函及同年 7 月 24 日考試院考授銓法四字第 1074623967
 號函核備(自 107 年 8 月 1 日生效)
 108 年 1 月 25 日教育部臺教高(一)字第 1080007725 號函核定(自 108 年 2 月 1 日生效)
 108 年 2 月 27 日考試院考授銓法四字第 1084736471 號函核備(自 108 年 2 月 1 日生效)
 108 年 12 月 25 日本校第 54 次校務會議修正通過

第十五條 本大學設下列各委員會：

- 六、性別平等教育委員會：置委員十二至十五人，其中女性成員應占委員總數二分之一以上。校長、學生事務長、教務長、總務長、心理諮商中心主任為當然委員，校長擔任主任委員，另有相關單位主管二名、教師委員四名、職技工委員二名、學生委員二名等共同組成。相關單位主管、職技工委員等由校長遴聘。教師委員由各學院各推薦教師二名（女性至少一名為原則）後，由校長擇聘。學生委員由學生自治組織推選大學部及研究所各一名。委員任期二年，惟學生代表任期一年，除當然委員依其職務進退外，其餘委員連聘得連任。其設置辦法另訂之。